

公益社団法人日本図書館協会図書館設置運営規程

(図書館の設置)

第1条 公益社団法人日本図書館協会（以下「本法人」という。）定款第3条に掲げる目的を達成するため、本法人に図書館（以下「日図協図書館」という。）を設置する。

(総則)

第2条 この規程は、日図協図書館の管理運営の基本について定めることを目的とする。

(任務)

第3条 日図協図書館は、次の任務を担う。

- (1) 図書館運営および図書館サービスに関する資料（電磁的媒体資料を含む。）（ただし、公益社団法人日本図書館協会情報公開規程の別表に定める資料を除く。以下同じ。）の収集、整理、保存、提供
- (2) 前号の任務を果たす上で必要となる関係機関との連携協力その他の事務

(業務)

第4条 日図協図書館は、前条の任務を果たすため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 一般公開

本法人の会員のほか、図書館および図書館関係者、図書館情報学研究者・学生等の利用に供するとともに、図書館に関心を持つ一般の利用に供するため、広く公開する。

(2) 蔵書構築

収書方針に沿った資料の収集と蔵書構築を行う。収書方針は別に定める。

(3) 目録整備

収集、整理された資料の目録を整備し、広く公開することによって利用者の効率的な利用に供する。

(4) 連携協力

都道府県図書館協会等国内の公立図書館関係団体および各種専門図書館、関係機関、団体等との連携協力を努める。

(5) その他

その他前条の任務遂行上、必要とする業務を行うものとする。

(設備)

第5条 日図協図書館には、閲覧室、サービスカウンター、書庫等を備えるものとする。

(利用)

第6条 日図協図書館は、図書館資料及びサービスを希望する者の利用に供するものとする。

2 日図協図書館の利用に関し、必要な事項は別に定める。

(運営組織)

第7条 日図協図書館に館長を置き、理事長をもって充てる。

2 日図協図書館の円滑な管理・運営を図るために必要な組織については、別に定める。

(細則等)

第8条 この規程の実施に関し必要な細則等は、前条に定める組織の議を経て、館長が別に定める。

(改廃手続き)

第9条 この規程の改廃は理事会の決議により行う。

附則

この規程は、平成25年7月4日から施行する。

附則（平成26年1月23日改正）

この規程は、平成26年1月21日から施行する。

附則（平成30年12月21日改正）

この規程は、平成30年12月21日から施行する。

附則（2020年9月24日改正）

この規程は、2020年9月24日から施行する。